○国土交通省告示第七百三十二号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月七日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－58号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ＳＥＭＴＥＸ　Ｓ　Ｘ530ＣＭ	住友ゴム工業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町３丁目６番９号
第Ｆ－59号	〃	ＳＥＭＴＥＸ　Ｓ　Ｘ530Ｃ　ＮＯＮ　ＶＵＬ	〃	〃
第Ｆ－61号	〃	ＳＥＭＴＥＸ　Ｓ　Ｘ547Ｂ　ＮＯＮ　ＶＵＬ	〃	〃

○国土交通省告示第七百三十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第百十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年六月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月七日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｍ－273号	船舶発生油等焼却設備	ＯＳＶ－600ＳＤＡＩ	株式会社サンフレム	京都府宇治市大久保町西ノ端１番30

○国土交通省告示第七百三十四号

昭和六十三年建設省告示第二千三百七十六号をもって公示した長井ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した最上川水系の長井ダムの建設は、平成二十三年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十三年七月七日　国土交通大臣　大畠　章宏

○関東地方整備局告示第三百十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月七日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
　関東地方整備局長　９
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人神奈川県建築安全協会
三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	長田　善樹
変更後	塚田　操六

(2)　変更年月日
　平成二十三年六月一日

○関東地方整備局告示第三百十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月七日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
　関東地方整備局長　19
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　社団法人山梨県建設技術センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	古屋　良夫、竹越　望月　仁司、田中　久高、石井由己雄、今沢　忠文、保坂　武、辻　一幸、久雄、磯部　芳彦、山本　力
変更後	河西　邦夫、檜貝　勇、渡邊　正、小池　雄二、向山　秀男、秋山　孝

(2)　変更年月日
　平成二十三年五月二十七日

○関東地方整備局告示第三百十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月七日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
　関東地方整備局長　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社湘南建築センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	大津　徹
変更後	益田　光則、髙橋　朋義、石井　徹

(2)　変更年月日
　平成二十三年七月一日

○北陸地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
南魚沼市関字東町下九二七番五から同市上一日市字川端三二〇番一まで	前	一〇・三〇～二八・〇九メートル	〇〇・五五九キロメートル
	後	一七・六〇～三一・五〇メートル	〇〇・五五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所